

## よくある御質問

- Q1.何人が受検するか分からないので、多めに申し込んでいいですか。
- Q2.発熱など、症状がある従事者がいます。検査対象になりますか。
- Q3.複数施設を兼務している職員がいます。それぞれの施設で検査対象になりますか。
- Q4.以前に新型コロナウイルスの検査で陽性と判定された職員は、今回検査対象になりますか。
- Q5.入所者、入居者、利用者について、検査対象になりますか。
- Q6.併設通所サービス、併設短期入所サービスとは何を指しますか。
- Q7.対象施設内で介護に従事している外部のヘルパー（対象施設の運営法人と直接雇用関係がない者）について、検査対象になりますか。
- Q8.対象施設内で勤務しているが、利用者に対し直接接する機会がない職員は、検査対象になりますか。
- Q9.検査対象の職員に該当するかどうか、堺市に確認が必要ですか。
- Q10.堺市が指定した日以外の日に提出してもよいですか。
- Q11.分割して提出したいですが、予備の着払いの伝票が入っていません。
- Q12.締切後に、届くキットの人数を増やすことはできますか。
- Q13.締切後に、届くキットの数を減らすことはできますか。
- Q14.キットが余りました。申込み時点では受検予定のなかった、施設内の他の職員を受検させてもいいですか。
- Q15.キットをどうしても使い切れません。
- Q16.キットが余ったので、他人に譲渡してもいいですか。
- Q17.陽性となりました。どうすればいいですか。
- Q18.施設内の感染が心配です。助言してもらえませんか。
- Q19.検査が陰性であれば、新型コロナウイルスに感染していないと考えていいですか。
- Q20.陰性証明書はありますか。

### 【検査の対象者】

- Q1.何人が受検するか分からないので、多めに申し込んでいいですか。
- A1.必ず受検予定の人数を確定させた上で、お申込みください。検査キットは申し込んだ時点で費用が発生しています。受検人数については、厳密な管理をお願いします。
- ※受検する予定の職員数の確認をせずに、過剰に申込みをした結果、使用しない検査キットが多数発生した場合など、未使用の検査キットが発生した理由等によっては、検査キットを買い取っていただく場合がございます。
- Q2.発熱など、症状がある従事者がいます。検査対象になりますか。
- A2.発熱などの症状が少しでもある方については、このキットでの検査ではなく、医療機関の受診または「高齢者スマホ検査センター」の利用をお願いします。
- （高齢者スマホ検査センターの対象外で、医療機関受診時に検査をしてもらえなかった場合、堺市保健所で検査を実施します。）

高齢者スマホ検査センターURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

Q3.複数施設を兼務している職員がいます。それぞれの施設で検査対象になりますか。

A3.一つの施設でのみ検査を受けてください。検査はお一人あたりおおむね2週間ごと、最大2回、同じ施設での検査となるように、職員には十分確認を取ってください。

Q4.以前に新型コロナウイルスの検査で陽性と判定された職員は、今回検査対象になりますか。

A4.これまでに新型コロナウイルス感染症の診断をされ、前回の療養解除日から無症状が継続しており、かつ前回療養時の発症日（※）から90日を経過していない方は、検査対象から除いてください。

※前回診断時に無症状の場合は、検体採取日

Q5.入所者、入居者、利用者について、検査対象になりますか。

A5.入所者、入居者、利用者は検査の対象外です。

Q6.併設通所サービス、併設短期入所サービスとは何を指しますか。

A6.今回検査対象となる入所施設と同一の所在地で営まれている等、入所施設と一体的に運営されている通所及び短期入所サービスを指します。

Q7.対象施設内で介護に従事している外部のヘルパー（対象施設の運営法人と直接雇用関係がない者）について、検査対象になりますか。

A7.対象施設内で、利用者に対し直接接する機会がある職員であれば、職種や常勤・非常勤の別、施設の運営法人との雇用関係の有無は問いません。

Q8.対象施設内で勤務しているが、利用者に対し直接接する機会がない職員は、検査対象になりますか。

A8.利用者に対し直接接する機会がない職員（事務職員等）でも、施設内に一定時間以上滞在し、定期的または継続して施設内で業務に従事している職員は対象となります。

Q9.検査対象の職員に該当するかどうか、堺市に確認が必要ですか。

A9.個々の職員が検査対象に該当するかは、施設において判断していただいて問題ありませんので、本市への確認は必要ありません。

#### 【検体の提出】

Q10.堺市が指定した日以外の日に提出してもよいですか。

A10.検査会社の混雑を回避するため、指定した日に提出してください。出勤していない職員がいる場合でも、唾液の採取だけは行わせるなど、受検への協力体制を整えてください。

どうしても間に合わない場合は、指定日に集まっている分を提出し、集まらなかった分を翌日に提出してください。指定した日に提出自体できない特段の理由がある場合は、堺市に御相談ください。

Q11.分割して提出したいですが、予備の着払いの伝票が入っていません。

A11.着払いの伝票は検査会社との契約に基づき、10キット毎に1枚、同封しています。分割して提出しなければならぬ御事情がありで着払い伝票が足りない場合は、発払いで所定の宛先に配送してください。

#### 【人数の変更】

Q12. 締切後に、届くキットの人数を増やすことはできますか。

A12. できません。キットは申し込んだ人数分届きますので、その範囲内でお使いください。

Q13. 締切後に、届くキットの数を減らすことはできますか。

A13. 人数を減らすことはできません。キットは申し込んだ人数分届きます。

やむを得ない事情でキットが余りそうな場合→Q14 を参照してください。

Q14. キットが余りました（検査の対象職員が発熱して高齢者スマホ検査センターで検査したなど）。

申込み時点では受検予定のなかった、施設内の他の職員を受検させてもいいですか。

A14. 施設の中で、検査を受ける条件に当てはまっている職員であれば、どなたが受検していただいてもかまいません。

お送りした検査キットは極力、施設内で使い切ってください。なお、同意書は実際に検査を受ける職員から取ってください。

どうしても使い切れない場合→Q15 を参照してください。

Q15. キットをどうしても使い切れません。

A15. どうしても使い切れない場合、特殊な薬品が入っておりますので、そのまま堺市に返却してください。

絶対に一般ごみで捨てないでください。

Q16. キットが余ったので、他人に譲渡してもいいですか。

A16. キットの第三者への転売、譲渡等は絶対におやめください。

※転売、譲渡等が確認された場合は、検査キットを買い取っていただく場合がございます。

#### 【検査で陽性だった場合】

Q17. 陽性となりました。どうすればいいですか。

A17. 当該職員が出勤している場合は、ただちに帰宅させてください。

保健所の調査に備え、発熱など体調不良の入所者または職員がいないか確認するとともに、当該職員の施設における動きを整理してください。（唾液を取った日から2日前までの行動履歴をお尋ねします。）

Q18. 施設内の感染が心配です。助言してもらえますか。

A18. 感染防止コーディネーターから、お電話で施設内の感染防止対策についてヒアリング、助言を行います。必要に応じ、現地で助言を行う場合もあります。

#### 【検査で陰性だった場合】

Q19. 検査が陰性であれば、新型コロナウイルスに感染していないと考えていいですか。

A19. 違います。検査結果が陰性でも、感染している可能性はあります。また、唾液を採取した日より後に感染している可能性もあります。常に感染しているかもしれないという前提で、感染防御を徹底してください。

Q20. 陰性証明書はありますか。

A20. 陰性証明書は発行していません。